

日本貿易実務検定協会®
理事長 片山 立志

合格者が貿易実務検定®ロゴを使用する際のガイドライン

1. はじめに

日本貿易実務検定協会®が主催する「貿易実務検定®」試験の合格者を対象に、ご自身が取得された認定級の貿易実務検定®ロゴ(以下認定ロゴ)を、貿易実務に関する知識や技術力を有する証として、活用することができます。以下のガイドラインは認定ロゴの使用法について説明するものです。

2. 認定ロゴの使用条件

1. 認定ロゴは、合格者のみが使用できます。合格者以外の方の使用はできません。
2. 認定ロゴは、個人が使用する対象物に限り、使用することができます。
(たとえば、名刺、便箋、履歴書など)
3. 認定ロゴが使用される対象物には、合格者の名前が表示されていなければなりません。
4. 合格者が認定資格を失効した場合は、速やかに認定ロゴの使用を中止してください。
5. 認定ロゴを使用し、合格者が当協会の関係者を装う行為はしないでください。
6. 合格者が、認定ロゴを不適切に使用した場合、当協会から使用の中止を求めるとともに、不正に認定ロゴが使用された対象物の回収・廃棄を指示する場合があります。
7. 本ガイドラインは、認定ロゴの使用を強制したり、義務づけるものではありません。
8. 本ガイドラインは、予告なく変更する場合があります。
その場合は、ホームページやメールでお知らせします。新しいガイドラインに従って、認定ロゴを使用してください。

以上